

凡 例

1 本審査基準における商品及び役務の掲載順について

本審査基準は、原則として、省令別表中の各区分における項番の順に基づき、掲載している。ただし、省令別表上、異なる項番に属するものであるとしても、用途等により同一の商品又は役務の類似群を構成する「商品」又は「役務」にあつては、この限りではない。

(例) 第3類 洗濯用でん粉のり

2 本審査基準に掲載した商品及び役務の表示について

本審査基準に掲載した商品及び役務の表示にあつては、原則として、省令別表中の表示に基づくところ、実務上の要請に基づき、用途に基づく表示等を一部採用している。

(例)

[用途に基づく表示]

省令別表	第7類	電気洗濯機
審査基準		業務用電気洗濯機 家庭用電気洗濯機

[機械化システムに対応する表示]

省令別表	第41類	野球の興行の企画、運営又は開催
審査基準		野球の興行の企画・運営又は開催